

福岡県公報

令和2年6月19日
第 112 号

目次

告示 (525-534号)

- 福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務の委託 (調整課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 3
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
- 令和2年度クリーニング師試験の実施について (生活衛生課) 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 7
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 7
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 選挙管理委員会**
- 政治団体の平成30年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 8
- 監査委員**
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) 9
- 包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) 11
- 公安委員会**
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課警備業係) 11
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課警備業係) 13
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課警備業係) 15

告 示

福岡県告示第525号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先
クローバープラザ管理運営共同事業体
- 2 所在地
福岡市中央区今泉一丁目12番23号
- 3 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第526号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原字内浦1511

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第527号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年5月13日農林水産省告示第605号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第528号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月14日農林水産省告示第188号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第529号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月16日農林水産省告示第350号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第530号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年1月30日農林水産省告示第138号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成5年5月13日農林水産省告示第502号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宗像線	宮若市湯原2367番5先から 宮若市湯原2368番6先まで

福岡県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木線 吉井	朝倉市黒川5736番先から 朝倉市黒川5733番1先まで

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年6月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) S V H福岡東店

(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社L I X I Lビバ	代表取締役 渡邊 修	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年2月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,542平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北西側	229

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北西側	33

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物南東側	130
建物北西側	78
合計	208

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南側	29.96

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前6時30分～午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時00分～午後9時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置

2箇所

建物敷地北西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

公告

令和2年度クリーニング師試験を次のように実施する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

試験は、次のいずれかに該当する者が受験することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

イ 実技試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維の鑑別、しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別）

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所

令和2年9月7日 (月曜日)	午後1時00分～ 午後2時15分	衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する 知識	福岡市博多区吉塚本町 13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階803号会議室
	午後2時40分～ 午後2時50分	洗濯物の処理に関する 技能	

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書一部に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5cm横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）並びに受験手数料7,000円を添え、県内に住所地又は就業地を有する者は、当該住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所（北九州市にあっては、小倉北区及び八幡西区は保健所、それ以外の区は各区保健福祉課、福岡市にあっては各区保健福祉センター、久留米市にあっては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、直接福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 履歴書 1部

(イ) 受験票・写真台帳 1部

(ウ) 受験資格のあることを証明する書類 1部（卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣が交付するクリーニング師受験資格認定書の写し。ただし、郵送により提出する場合は、卒業証明書に限る。）

イ 受験手数料7,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 郵便により受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和2年7月6日（月曜日）から同月21日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、北九州市の保健所又は各区保健福祉課にあっては午前8時30分から午後5時00分まで、福岡市の各区保健

福祉センターにあっては午前9時00分から午後5時00分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、令和2年7月21日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格発表

合格者の受験番号は、令和2年9月29日（火曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び生活衛生課に掲示して行うとともに、県ホームページに掲載することによって行う。

5 その他

(1) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は生活衛生課に対して行うこと。

(2) 郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号「定形外」）を必ず同封すること。

(3) 台風などにより、やむを得ず試験日程を変更する場合がある。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年5月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス宇美町

(2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社

代表者：代表取締役 貞方 宏司

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後) ダイレックス株式会社

代表者：代表取締役 多田 高志

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年5月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドン・キホーテ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドン・キホーテ

代表者：代表取締役 大島 考治

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(変更後) 株式会社ドン・キホーテ

代表者：代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

公告

善導寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高尾 晃 幸	久留米市善導寺町木塚968番地1
田中 信義	久留米市善導寺町木塚1496番地
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地3
良永 博子	久留米市善導寺町飯田329番地12
馬場 隆雄	久留米市善導寺町与田581番地
徳永 隆	久留米市善導寺町与田762番地
田中 比呂士	久留米市善導寺町木塚726番地1
森光 健太	久留米市野中町1210番地2 ポーラスター野中町901号
中垣 金夫	久留米市善導寺町木塚1315番地

2 退任監事

氏名	住所
坂井 康孝	久留米市善導寺町与田532番地
田中 靖夫	久留米市善導寺町木塚672番地

3 就任理事

氏名	住所
飯田 強子	久留米市善導寺町飯田1248番地1
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地

吉田 勲	久留米市善導寺町与田842番地
吉田 直幸	久留米市善導寺町与田337番地
森光 力	久留米市善導寺町木塚629番地5
甲 義 則	久留米市善導寺町木塚606番地
原 英 司	久留米市善導寺町木塚1700番地2
森光 徳太郎	久留米市善導寺町木塚1884番地
小屋松 寿	久留米市善導寺町木塚1403番地1

4 就任監事

氏 名	住 所
坂井 雄二	久留米市善導寺町与田521番地
甲 政 理	久留米市善導寺町木塚884番地1

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、柳川市三橋町蒲船津土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 就任した理事

氏 名	住 所
成清 勝美	柳川市三橋町蒲船津386番地
成清 憲二	柳川市三橋町蒲船津1176番地7
成清 龍彦	柳川市三橋町蒲船津5番地1
横山 清治	大野城市緑ヶ丘四丁目5番6号
横山 生男	柳川市三橋町蒲船津1262番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字天神面3694番、3694番5から3694番7まで、3700番3及び3700番13から3700番15まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区則松三丁目6番7号
株式会社双建
代表取締役 唐崎 雅之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字小津3789番7、3789番10及び3790番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原4218
河本 法満、河本 直美

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和元年11月福岡県選挙管理委員会告示第59号の一部を、次のとおり

改める。

令和2年6月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

平成30年分収支報告書の要旨中、ふじた陽三後援会の項を次のとおり改める。

725 ふじた陽三後援会			
報告年月日	31.03.15		
1 収入総額	5,114,853		
前年繰越額	1,034,853		
本年收入額	4,080,000		
2 支出総額	4,696,967		
3 本年收入の内訳			
寄附	3,900,000		
政治団体分	3,900,000		
機関紙誌の発行その他の事業による収入	180,000		
その他の事業収入	180,000		
4 支出の内訳			
経常経費	1,974,158		
人件費	674,280		
光熱水費	94,280		
備品・消耗品費	697,755		
事務所費	507,843		
政治活動費	2,722,809		
組織活動費	2,722,809		
5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			
藤陽会	3,900,000	筑紫野市	

監査委員

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和2年3月30日1監総第294号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

福岡公委発第364号
令和2年4月16日

福岡県監査委員 藤山 泰三 殿
同 行 正 殿
同 世 利 殿
同 長 裕 海 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	<p>自動販売機設置に係る建物貸付料について、納入義務者が当該年度分を平成31年4月30日までに納入できよう4月9日までに調定を行うべきところ、これが遅延していた。</p>	<p>本件建物貸付料の調定は、遅延に気付いた令和元年7月1日に行い、同年7月1日に納入義務者である自動販売機設置事業者から納入を受けた。 今後、調定遅延の防止を図るため、定期的に調定については、調定予定年月日を明記し、その納入に至るまでの経過を確認でききる一覧表を作成して、担当者及び上司が調定業務の進捗管理を確実にを行うこととした。 また、当該所属長から会計事務を担当する職員に対して、今回の注意事項の内容を周知し、再発防止を徹底するよう指導した。 さらに、本件建物貸付料に係る契約書等関係書類の写しを人事異動の際の引継書に添付し、確実に引き継いでいくこととした。 なお、警察本部総務部会計課から全所属に対して、今回の注意事項の内容等について資料を发出し、再発防止の徹底を図った。</p>

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年6月19日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

吉村 祐二	久留米市宮ノ陣四丁目25番25号
内野 健志	福岡市中央区草香江一丁目8番8-317号
古賀 竜介	筑紫野市湯町三丁目4番11号
久米村 翔	福岡市中央区高砂一丁目21番12-805号
大隅 淳史	福岡市中央区荒戸一丁目15番21-201号
田中 峻太	福岡市南区向新町二丁目6番14-602号
近藤 郁子	久留米市荘島町432番地
渡邊 洋祐	福岡市中央区大濠一丁目10番8-104号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和2年6月19日から令和3年3月31日まで

公安委員会**福岡県公安委員会告示第132号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和2年6月19日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和2年9月9日（水）から同年9月17日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

21名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61

年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前(電話)受付期間

令和2年8月17日(月)から同年8月19日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受講申込手続期間

事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書(1級)の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書(2級)の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続を行うこと。

※ 書類持参以外の方法(郵送等)による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2日間）に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式40問）を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第133号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和2年6月19日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和2年10月1日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和2年10月2日（金）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発

生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和2年8月24日（月）から同年8月26日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第

23号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL: <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第134号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

令和2年6月19日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

施設警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和2年11月5日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

令和2年10月5日(月)から同年10月7日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)

(イ) 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(ウ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。